

**静岡県告示第254号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、伊豆の国市において平成20年7月4日付け県公報第1999号告示第569号、平成20年7月25日付け県公報第2005号告示第612号及び平成24年3月16日付け県公報第2377号告示第206号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称  
古奈B土砂災害警戒区域 古奈B土砂災害特別警戒区域  
山田土砂災害警戒区域 山田土砂災害特別警戒区域  
長岡F土砂災害警戒区域 長岡F土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

=====

**静岡県告示第255号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、伊豆の国市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称  
古奈B土砂災害警戒区域 古奈B土砂災害特別警戒区域  
山田土砂災害警戒区域 山田土砂災害特別警戒区域  
長岡F土砂災害警戒区域 長岡F土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示  
次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び伊豆の国市役所都市整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

**静岡県告示第256号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、沼津市において平成18年12月26日付け県公報第1842号告示第1150号、平成20年3月28日付け県公報第1971号告示第307号及び平成20年7月25日付け県公報第2005号告示第609号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

- 口野舟木土砂災害警戒区域 口野舟木土砂災害特別警戒区域
- 東本郷町大洞土砂災害警戒区域 東本郷町大洞土砂災害特別警戒区域
- 重寺蛭子洞B土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞B土砂災害特別警戒区域
- 重寺蛭子洞C土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞C土砂災害特別警戒区域
- 重寺蛭子洞A土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

**静岡県告示第257号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、沼津市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

- 口野舟木土砂災害警戒区域 口野舟木土砂災害特別警戒区域
- 東本郷町大洞土砂災害警戒区域 東本郷町大洞土砂災害特別警戒区域
- 重寺蛭子洞B土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞B土砂災害特別警戒区域
- 重寺蛭子洞C土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞C土砂災害特別警戒区域
- 重寺蛭子洞A土砂災害警戒区域 重寺蛭子洞A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所及び沼津市役所河川課に備え置いて縦覧に供する。)

=====

#### 静岡県告示第258号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、菊川市において平成20年3月28日付け県公報第1971号告示第321号、平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第321号及び平成25年3月26日付け県公報第2483号告示第238号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

##### 1 区域の名称

下平川向側土砂災害警戒区域

加茂山田A土砂災害警戒区域 加茂山田A土砂災害特別警戒区域

石原八幡ヶ谷南土砂災害警戒区域

下平川志味堂B土砂災害警戒区域 下平川志味堂B土砂災害特別警戒区域

##### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

#### 静岡県告示第259号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、菊川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

##### 1 区域の名称

下平川向側土砂災害警戒区域 下平川向側土砂災害特別警戒区域

加茂山田A土砂災害警戒区域 加茂山田A土砂災害特別警戒区域

石原八幡ヶ谷南土砂災害警戒区域 石原八幡ヶ谷南土砂災害特別警戒区域

下平川志味堂B土砂災害警戒区域 下平川志味堂B土砂災害特別警戒区域

##### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び菊川市役所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

=====

**静岡県告示第260号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、掛川市において平成21年2月27日付け県公報第2065号告示第167号、平成22年2月5日付け県公報第2161号告示第90号、平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第317号及び平成28年3月29日付け県公報第2793号告示第441号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

上西郷美人ヶ谷A土砂災害警戒区域 上西郷美人ヶ谷A土砂災害特別警戒区域  
和田中ノ谷土砂災害警戒区域 和田中ノ谷土砂災害特別警戒区域  
大池三十八ノ坪B土砂災害警戒区域 大池三十八ノ坪B土砂災害特別警戒区域  
満水長谷川B土砂災害警戒区域 満水長谷川B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

**静岡県告示第261号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、掛川市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

上西郷美人ヶ谷A土砂災害警戒区域 上西郷美人ヶ谷A土砂災害特別警戒区域  
和田中ノ谷土砂災害警戒区域 和田中ノ谷土砂災害特別警戒区域

大池三十八ノ坪B土砂災害警戒区域 大池三十八ノ坪B土砂災害特別警戒区域

満水長谷川B土砂災害警戒区域 満水長谷川B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所基盤整備課海岸・事業調整係に備え置いて縦覧に供する。)

=====

**静岡県告示第262号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、浜松市において平成19年3月30日付け県公報第1868号告示第434号、平成20年3月21日付け県公報第1969号告示第245号、平成22年3月30日付け県公報第2176号告示第289号、平成23年3月29日付け県公報号外第25号告示第323号及び平成29年9月29日付け県公報第2948号告示第709号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

唐井栗A土砂災害警戒区域 唐井栗A土砂災害特別警戒区域

東区土砂災害警戒区域 東区土砂災害特別警戒区域

船明上塚土砂災害警戒区域 船明上塚土砂災害特別警戒区域

大谷D土砂災害警戒区域 大谷D土砂災害特別警戒区域

両島瀬林A土砂災害警戒区域

両島瀬林C土砂災害警戒区域

両島瀬林B土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

=====

**静岡県告示第263号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項

及び第9条第1項の規定に基づき、浜松市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

唐井栗A土砂災害警戒区域 唐井栗A土砂災害特別警戒区域  
東区土砂災害警戒区域 東区土砂災害特別警戒区域  
船明上塚土砂災害警戒区域 船明上塚土砂災害特別警戒区域  
大谷D土砂災害警戒区域 大谷D土砂災害特別警戒区域  
両島瀬林A土砂災害警戒区域 両島瀬林A土砂災害特別警戒区域  
両島瀬林C土砂災害警戒区域 両島瀬林C土砂災害特別警戒区域  
両島瀬林B土砂災害警戒区域 両島瀬林B土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県浜松土木事務所及び浜松市役所土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

=====

**静岡県告示第264号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、伊豆の国市において平成20年7月25日付け県公報第2005号告示第613号及び平成23年11月22日付け県公報第2346号告示番号850号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

男山沢土砂災害警戒区域  
谷戸川右支川A土砂災害警戒区域 谷戸川右支川A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

=====

**静岡県告示第265号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定に基づき、伊豆の国市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

男山沢土砂災害警戒区域

谷戸川右支川A土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所、伊豆の国市役所都市整備部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

**静岡県告示第266号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、沼津市において平成18年12月26日付け県公報第1842号告示第1148号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

木の宮沢A土砂災害警戒区域 木の宮沢A土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

=====

**静岡県告示第267号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定に基づき、沼津市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

木の宮沢A土砂災害警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県沼津土木事務所、沼津市役所河川課に備え置いて縦覧に供する。）